

『防災ラジオ』 の有償配布



防災行政無線の放送が自動で受信できる防災ラジオを、無線の聞き取りにくい世帯のかたに、有償で配布します。

総務課防災危機管理室 ☎ 25 1 1 1 8

対 象

市内在住の世帯主および市内に住所を有する事業主などを対象に1台を原則として配布します。
(同一の住居で世帯分離の場合は、対象外とします)

負担金額

個人 2,000円
事業所 3,000円 (2台目以降は5,000円)



機 能

AM、FM放送を聞いていても、自動的に防災無線を受信し、防災無線モードでは防災無線だけを受信。
また、LED(発光ダイオード)式懐中電灯を内蔵。

本体寸法: 高さ87mm × 幅200mm × 奥行き96mm 重量: 約500g

注 意

電波の関係上、場所により受信できないことがあります。また、アナログ無線式のため、デジタル無線には対応していません。

申込方法

- ①申請書を町内会・自治会を通じて、総務課防災危機管理室へ提出
- ②申請書を直接窓口へ提出

※取扱窓口: 総務課(本庁舎2階)、市民課(市民文化会館1階)、健康福祉課(保健福祉センターひだまり)、各連絡所

申込期限

7月31日(火)

配布方法

町内会・自治会を通じて申し込んだかたへは町内会・自治会を通じて、個人で申し込まれたかたへは市の各窓口にて申込受付の先着順(一次配布台数1,300台)で配布します。



※防災ラジオの配布は、11月ごろの予定です。引渡し後の返品はできません。ただし、電波状況などにより防災ラジオとして機能しない場合は、配布日から1か月以内であれば返品を受け付けます。

※今年度中には防災行政無線の放送と同様の内容のメールを配信するシステムを導入する予定です。

様式第1号（第5条関係）

防災ラジオ配布申込書

年 月 日

鳥羽市長 様

住 所 鳥羽市

申込者 氏 名 _____ (印)

電 話 _____

携帯電話 _____

※可能な限り携帯電話番号はご記入ください。

鳥羽市防災行政無線受信用ラジオの配布に関する要綱第5条の規定により、鳥羽市防災行政無線受信用ラジオにつき下記のとおり配布を申し込みます。

なお、この配布の申し込みに関する決定にあたって、市内に居住すること又は市内の事業所であること、その他必要な調査を行うことについて承諾します。

記

1. 申請者の区分 ① 個人用 ② 事業所用
(いずれか該当するものに○をしてください。)
2. 鳥羽市防災ラジオ 1台
3. 費用負担 ① 2,000円(個人) ② 3,000円(事業所)
③ 5,000円(事業所2台目以降)
(いずれか該当するものに○をしてください。)
4. 受け渡し ラジオ受け渡し日時・場所については、後日連絡させていただきます。

※ご提供いただいた個人情報は、厳重に管理するとともに本目的以外には使用しません。